

民法の成年年齢の引下げについての中間報告書

[目 次]

第1 検討の経緯等	… 2 頁
第2 民法の成年年齢を引き下げた場合の影響及びとるべき施策について	… 3 頁
1 民法の成年年齢の意義	
2 契約年齢の引下げの影響	
3 親権に服する年齢の引下げの影響	
4 成年年齢の引下げをする場合に必要となる施策について	
第3 民法の成年年齢引下げの当否等について	… 1 2 頁
1 若年者の社会参加、自立の促進	
2 親権からの解放	
3 国民投票年齢、選挙年齢との関係について	
4 諸外国の成年制度と一致させる必要性について	
5 成年年齢の引下げの当否に関するその他の意見	
第4 成年年齢の引下げをする場合に必要となる施策の実行について	… 1 9 頁
1 成年年齢の引下げをする場合に必要となる施策の実現可能性について	
2 施策の充実と成年年齢の引下げの先後について	
3 施策の実現の程度について	
第5 民法の成年年齢を引き下げる場合の年齢等について	… 2 2 頁
第6 養子をとることができる年齢について	… 2 4 頁
第7 婚姻適齢について	… 2 5 頁
第8 その他	… 2 6 頁

[参考資料]

参考資料1 [ヒアリングの結果について]	… 2 8 頁
参考資料2 [高校生等との意見交換会の結果について]	… 3 5 頁

第1 検討の経緯等

民法（明治29年法律第89号）は、成年年齢を20歳と定めているところ、平成19年5月に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年5月18日法律第51号。以下「国民投票法」という。）の附則第3条では、「満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」と定められた。

そして、この附則を受けて、内閣に設置された「年齢条項の見直しに関する検討委員会」（各府省の事務次官等が構成員）において、昨年11月、各府省において必要に応じて審議会等で審議を行い、平成21年の臨時国会又は平成22年の通常国会への法案提出を念頭に、法制上の措置について対応方針を決定することができるよう検討を進めるものとするとの決定が行われた。

この国民投票法附則第3条を前提として、本年2月13日に開催された法制審議会第155回会議において、法務大臣から、民法の定める成年年齢の引下げに関する諮問第84号が発出された。

法制審議会は、この諮問を受けて、民法成年年齢部会（部会長・鎌田薰早稲田大学教授。以下「部会」という。）を設置し、部会は、本年3月から民法の成年年齢引下げについて調査審議を開始した。

部会では、本年4月から同年9月までの間、6回にわたり、教育関係者、消費者問題関係者、労働関係者、若年者の研究をしている社会学者・発達心理学者・精神科医師、親権問題の関係者等から、成年年齢を引き下げた場合の問題点の有無及びその内容、引下げの是非等に関する意見を聴取した。また、本年5月から同年7月までの間、3回にわたり、部会のメンバーが、高校、大学に赴き、高校生、大学生（外国人留学生を含む。）と成年年齢の引下げについて意見交換を行った。

そして、本年9月以降、同月に公表された民法の成年年齢に関する世論調査の結果^{*1}も踏まえて、委員・幹事相互間で議論を行ってきた。

本中間報告書は、これまで部会が行ってきた民法の成年年齢の引下げに関する調査審議の概要を国民一般に紹介し、その意見を広く募るために、部会の現時点における意見を中間的にとりまとめたものである。

今後、部会では、本中間報告書に寄せられた意見を踏まえ、部会意見を決定するべく、引き続き審議を進める予定である。

なお、ヒアリングの結果及び高校生等との意見交換会の結果については、本中間報告書の末尾に参考として掲げてあるので、適宜参照していただきたい。

第2 民法の成年年齢を引き下げた場合の影響及びるべき施策について

1 民法の成年年齢の意義

民法は、「年齢二十歳をもって、成年とする」（第4条）と定めており、成年年齢を20歳と規定している。

そして、民法は、①「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。」（第5条第1項）、「前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。」（同条第2項）と定め、20歳未満の者（=未成年者）は、行為能力が制限されることによって取引における保護を受けることとしている。また、民法は、②「成年に達しない子は、父母の親権に服する。」（第818条第1項）と定め、20歳未満の者（=未成年者）は、父母の親権に服することとしている。

したがって、民法の成年年齢を引き下げるに、①行為能力が制限されることによって取引における保護を受けることができる者の年齢（以下「契約年齢」とい

*1 内閣府のホームページに世論調査の調査票及び詳細な結果が掲載されている（URL:<http://www8.cao.go.jp/survey/h20/h20-minpou/index.html>）ので、参照されたい。

う。) も引き下げられることとなり、また、②父母の親権に服する年齢（以下、単に「親権に服する年齢」という。）も引き下げられることとなる。

そこで、部会では、仮に成年年齢を引き下げるにした場合、①契約年齢、②親権に服する年齢が引き下げられることになるが、このことによってどのような影響が生じるのか、また、それに伴い生じる問題に対してはどのような施策を講じるべきかについて検討を行った。

2 契約年齢の引下げの影響

(1) 親から独立した18歳、19歳が契約を親の同意なくできるようになることについて

まず、成年年齢を引き下げるによつて²、契約年齢が引き下げられると、親から独立した18歳、19歳の者が親の同意なく一人で契約をすることができるようになる。

すなわち、現代の日本の社会においては、高校卒業後に就職し正規の労働者となる者も多く、また、大学等に進学する者も多くがアルバイトをしており、18歳、19歳の若年者の大多数は、働いてそれなりの賃金を得ている。また、これらの若年者の中には、高校卒業後に親元から離れて暮らす者も多い³。こうした中で、成年年齢を引き下げれば、これらの若年者が自分が働いて得た賃金を自由に使って契約をすることができるようになり、また、親元から離れて暮らす若年者にとっては、契約をするたびに親の同意を要しなくなるというメ

*2 仮に成年年齢を引き下げるにしても、成年年齢を何歳にするかは別途検討を要する事項ではあるが（詳しくは後記第5参照）、以下、この章では、成年年齢を18歳に引き下げる前提に議論を進めることにする。

*3 平成17年の国勢調査の結果によれば、働いていて（アルバイト等を含む）、親と同居していない者の比率は、18歳、19歳の総人口（274万7668人）の約6.7%（18万3516人）であった（平成17年国勢調査・第3次基本集計・報告書掲載表第25表）。

リットが生ずる。

もっとも、若年者が働いて得た収入については、現行法の民法の解釈としても、処分を許された財産として、親の明示的な同意がなくても自由に使えるとも考えられ⁴、そうであるとすれば、この点は、成年年齢の引下げによる影響にはならないとの指摘もあった。

(2) 若年者の消費者被害の拡大について

他方で、契約年齢が引き下げられると、若年者の消費者被害が拡大するおそれが生ずるものと考えられる。

すなわち、若年者の消費者トラブルの現状については、①消費生活センター等に寄せられる契約当事者が18歳から22歳までの相談件数は、全体から見ると割合は少ないものの、20歳になると相談件数が急増するという特徴があること⁵、②悪質な業者が、20歳の誕生日の翌日を狙って取引を誘いかける事例が多いこと、③近年の携帯電話やインターネットの普及により、若年者が必要もないのに高額な取引を行ってしまうリスクが増加していること、④若年

*4 民法は、未成年者が法律行為をするには、原則としてその法定代理人の同意を得なければならないとし（第5条第1項），ただし、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産はその目的の範囲内において、未成年者が自由に処分をできるとし、また、目的を定めないで処分を許した財産についても同様とすると定めている（第5条第3項）。そして、民法の代表的な解説書には、「未成年者が法定代理人から離れて生活し、特に扶養が不十分な場合に、かれが労働契約によって得た賃金は、生活費として、少なくとも默示的に処分を許されたものと解すべきであろう。」との見解が示されている（谷口知平=石田喜久夫『新版注釈民法（1）総則（1）[改訂版]』[2002]314頁[高梨公之・高梨俊一]）。

*5 平成18年度のデータによれば、契約当事者が18歳から22歳までの消費生活相談の件数（かっこ内は全体の割合）は、以下のとおりである（国民生活センター調べ）。

18歳：7061件（0.64%），19歳：8624件（0.78%），20歳：21708件（1.95%），21歳：16151件（1.45%），22歳：15740件（1.42%）

者の消費者被害の特徴として、被害が学校などで連鎖して広がることなどが判明した。

そうすると、成年年齢が引き下げられ、契約年齢が引き下げられると、18歳、19歳の若年者が、悪質業者のターゲットとされ、不必要に高額な契約をさせられたり、マルチ商法などの被害が高校内で広まるおそれがあるなど、若年者の消費者被害が拡大するおそれが生ずるものと考えられる。

3 親権に服する年齢の引下げの影響

(1) 親権からの解放について

近年、親から虐待を受ける子が増加しており、また、ニート対策を行政機関が行おうとしても、親から拒まれて適切な対策がとれないことがあるとの指摘がある。

こうした中で、成年年齢を引き下げ、親権に服する年齢を18歳に引き下げるることは、このような若年者にとっては、親の不当な親権行使から解放されるというメリットが生ずる。

(2) 自立に困難を抱える若年者がますます困窮するおそれ等について

他方で、親権に服する年齢が引き下げられると、自立に困難を抱える若年者が、親などの保護を受けられにくくなり、ますます困窮するおそれがあるものと考えられる。

すなわち、部会では、これまで教育関係者、若年者の研究をしている社会学者、発達心理学者、精神科医師等から若年者の現状等についてヒアリングを行ってきたところ、現代の若年者の中には、ニート、フリーター、ひきこもり、不登校などの言葉に代表されるような経済的に自立していない者や社会や他人に無関心な者、さらには親から虐待を受けたことにより健康な精神的成长を遂げられず、自傷他害の傾向がある脆弱な者等が増加しており、これらの者に対

しては、経済的自立や社会に適応できるような自立に向けた様々な援助をする必要があるが、我が国の若年者の援助のための施策は、欧米諸国に比して不十分であることが報告された。

そして、このような状況のもとで、成年年齢を引き下げ、親権に服する年齢が引き下げられると、自立に困難を抱える若年者が、親などの保護を受けられにくくなり、ますます困窮するおそれがあるものと考えられる。

また、現代の若年者の精神的・社会的自立の遅れに関する、近年、いわゆるモラトリアム傾向が強くなり、進学も就職もしようとしない若年者や、進路意識や目的意識が希薄なままとりあえず進学をするなどの若年者が増加している。このような状況において成年年齢を引き下げるに、法律上の成年年齢と精神的な成熟年齢が現在よりも乖離することになり、若年者のシニシズム（法律上の成年年齢を迎えて、どうせ大人にはなれないという気持ち）が蔓延し、「成年」の有する意義が損なわれるおそれがあるとの懸念が示された。

なお、ヒアリングで意見を聴取した精神科医師によれば、精神医学的には、成熟度は「コミュニケーション能力（情報伝達能力のみならず、相手の情緒を読みとったり、自分の情緒を適切に表現・伝達する能力を含む。）」と「欲求不満耐性（欲望や欲求の実現を待てる能力）」によってはかることができ、両者のバランスがとれた状態が成熟の最低条件であるものと考えられるところ、我が国の若年者については、非社会化の傾向が指摘されていることから、コミュニケーション能力が低く、欲求不満耐性が高いものと思われるが、成年年齢を引き下げ、自己責任を強調することは、欲求不満耐性が高い我が国の若年者を追い込むことになり、突発的な犯罪を犯すなど暴発の危険性があるとの報告がされた。

4 成年年齢の引下げをする場合に必要となる施策について

以上検討してきたとおり、成年年齢の引下げには、一定のメリットがある一方

で、若年者の消費者被害が拡大するおそれがある高く、また、若年者の自立を援助するための施策を充実させなければ、成年年齢を引き下げるも、自立に問題を抱える若年者がますます困窮化する等の問題ないレデメリットが生ずるおそれもあると考えられる。

そこで、部会では、上記のような問題を解消するために、どのような施策を講ずるべきかについて議論をした。

(1) 消費者被害が拡大しないための施策の充実について

前記2(2)で検討したとおり、民法の成年年齢を引き下げる、18歳、19歳の者でも、親の同意なく一人で契約をすることができるようになることから、18歳、19歳の者が悪徳商法などに巻き込まれるなど、消費者被害が拡大するおそれがある。

そこで、18歳、19歳の者が、悪徳商法などに巻き込まれ、消費者被害を被らないように、次のような施策を講じる必要があると考えられる。

ア 消費者保護施策の充実

まず、成年年齢を引き下げても若年者の消費者被害が拡大しないよう、消費者保護施策の充実を図る必要があると考えられる。その具体的な施策の内容は、所管府省庁において詰められるべきものであるが、例えば、①若年者の社会的経験の乏しさにつけ込んで取引等が行われないよう、取引の類型や若年者の特性（就労の有無、収入の有無等）に応じて、事業者に重い説明義務

務を課したり、事業者による取引の勧誘を制限すべきである⁶、②若年者の社会的経験の乏しさによる判断力の不足に乗じて取引が行われた場合には、契約を取り消すことができるようすべきである^{7⁸}、③消費者生活センター等に若年者専用の相談窓口を設けるべきである、④18歳、19歳の若年者には契約の取消権がないということを18歳、19歳の若年者に自覚をしてもらうために広報活動をすべきである、⑤特定商取引に関する法律第7条第3号、同法施行規則第7条第2号では、老人その他の者の判断力の不足に乗じて一定の取引をした場合には、主務大臣が販売業者に対し、必要な措置を

*6 消費者契約法（平成12年法律第61号）は、「事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない。」（第3条）と定めている。書面交付等も含めて、事業者からの消費者に対する情報提供義務等を規定した法律としては、旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の4、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条、第37条、割賦販売法（昭和36年法律第159号）第3条、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第4条等がある。

*7 消費者契約法第4条は、「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。（以下略）」と規定している。

*8 取消権を付与することについては、①一般的に、消費者の軽率さや、経験不足に乗じて取引を行って事業者が利得した場合には、契約を取り消すことができるという規定を設けることと、②一定の年齢層（例えば、18歳から20歳まで）の者が、契約締結によって見過ごすことができない不利益を被った場合には、当該契約を取り消すことができるようになることが考えられるが、②案については、一定の年齢層の者に契約の取消権を付与すると、若年者の取引が必要以上に制限されかねないことから、このような取消権は、その付与を望む者のみに認めることが妥当であるという意見も出された。

なお、相手方の窮迫・軽率・無経験に乗じて、過大な利益を獲得する行為については、公序良俗に反し、無効であると解されており（大審院昭和9年5月1日判決（民集13巻875頁）），上記①案は、これを取消権という形で、明文化するものといえる。

指示することができる旨の規定が置かれているが、ここに「若年者」を付け加えるべきであるなどの意見が出された。

イ 消費者関係教育の充実

また、成年年齢を引き下げても消費者被害が拡大しないようするため、若年者に対する消費者関係教育を充実させることも必要であると考えられる。具体的には、①法教育の充実⁹、②消費者問題に関する教育の充実¹⁰、③金融経済教育の充実¹¹が必要であるとの意見が出された。

なお、これらの教育については、各別に行なうことは授業時間数の関係で困難であろうし、また、相互に関連性があるものも少なくないので、できる限り一まとめにした形で行なう必要があり、また、ロールプレイングや生徒相互間の議論を行うなどして、契約をすることの意味を実感をもって学習させる必要があるものと考えられる。

(2) 若年者の自立を援助するための施策の充実について

次に、若年者の自立を援助するための施策の充実について検討する。

*9 法教育とは、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を特に意味する」とされている（平成16年11月・法教育研究会報告書）。法教育の中身には様々なものが考えられるが、ここでは、消費者被害の拡大が問題となっていることから、契約に関する様々な教育（契約の意義、成立の要件、解消ができる場合とできない場合などの理解）を行う必要があるものと考えられる。

*10 部会においては、クーリングオフの制度や国民生活センターの役割等消費者保護制度の基本や悪徳商法の特徴、対策などを教える必要があるとの指摘がされた。

*11 金融庁金融経済教育懇談会第8回会合資料によれば、金融経済教育とは、「国民一人一人に、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意思決定する能力（=金融経済リテラシー）を身につけ、充実するための機会を提供すること」と定義されている。

前記3(2)で検討したとおり、成年年齢の引下げにより、自立に困難を抱える若年者がますます困窮化したり、若年者のシニシズムが蔓延し、「成年」の有する意義が損なわれるおそれがあると考えられることから、若年者の自立を援助するための施策を充実させる必要があるものと考えられる。

若年者の自立援助の施策には様々なものが考えられ、その具体的な内容は所管省庁において詰められるべきものであるが、部会においては、①若年者がキャリアを形成できるような施策^{*12}を充実させるべきである、②いわゆるシティズンシップ教育^{*13}を導入、充実させるべきである、③欧米諸国のように、若年者が必要な各種情報提供や困ったときに各種相談を受けられるようなワン・ストップ・サービスセンター^{*14}を設置したり、青少年が早期に社会的経験を積み、社会人としての知識やスキルを獲得することができるような社会参画プログラ

*12 部会においては、若年者の就労支援や教育訓練制度などキャリアを形成できるような施策の充実や、インターンシップ等の労働実践教育や、仕事の探し方、さらには労働の意義（働くことの尊さ、喜び等）などに関する教育を充実させることが重要であるとの指摘がされた。

なお、キャリア教育とは、「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」ととらえ、端的には、「児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育」と定義されている（厚生労働省「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書（平成16年1月）」）。

*13 シティズンシップ教育とは、多様な価値観や文化で構成される現代社会において、個人が自己を守り、自己実現を図るとともに、よりよい社会の実現のために寄与するという目的のために、社会の意思決定や運営の過程において、個人としての権利と義務を行使し、多様な関係者と積極的に関わろうとする資質を獲得することができるようにするための教育とされ、学校教育のみならず、地域社会や家庭における教育も含むとされている（経済産業省「シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会」）。

*14 イギリスでは、13歳から19歳までの若者を失業者や無職者にしないための総合的な自立支援サービスとして、コネクションズという機関を各地に設けている。また、就労、健康、金銭相談、家族問題など若年者が抱える悩みなどを気軽に相談できる窓口が各地にあり、家庭や学校で担いきれない若年者のニーズを満たすものとなっている。

ム¹⁵を提供すべきである、④虐待を受ける子や、虐待を受けた結果社会的自立が困難となった者を減らす必要があることから、児童福祉施設の人的、物的資源の充実や、子育てを社会全体で支え合っていく仕組みの充実を図るべきであるとの意見が出された¹⁶。

第3 民法の成年年齢引下げの当否等について

前記第2でみてきたとおり、部会では、まず、仮に成年年齢を引き下げることにした場合にどのような影響が生じるか、また、これらの問題にはどのような施策を講ずるべきかについて検討を行った。

そして、このような検討を前提に、民法の成年年齢の引下げの当否等について検討を行った。以下、主な論点ごとに議論の概要を紹介することとする。

1 若年者の社会参加、自立の促進

前記第2の3(2)のとおり、現在の若年者は、経済的・社会的自立に問題を抱えるなど様々な問題を抱えており、また、我が国における若年者の自立を援助するための施策は欧米諸国に比して不十分であると考えられる。

そこで、このような現状認識のもと、若年者の社会参加、自立を促すという観点から、民法の成年年齢を引き下げるべきであるという意見が出された。すなわち、近年の経済社会の複雑化に伴い、若年者の社会的、経済的自立年齢は年々遅くなっているところ、少子高齢化の現状で、若年者の社会参加、自立を早期

*15 例えば、スウェーデンでは、①学校の授業や運営について、生徒の意見を反映させたり、②市街地の公共交通、駐車場、街灯の設置、改善に関して、若年者の意見を聴取するなどし、大人が若年者に対して約束したことについては実現するよう努めるものとされている。

*16 なお、フランスでは、1974年に私法上の成年年齢を21歳から18歳に引き下げた際、社会への統合に重大な困難があることを証明した21歳未満の成年者等は、司法的保護の措置の延長等を裁判官に請求することができるという若年成年者保護制度を設けるなどの措置を併せて講じている。

に促す必要があり、民法の成年年齢を引き下げ、より意識的に若年者の社会参加、自立を促す取組をすべきであるというのである。また、民法の成年年齢は、契約年齢、親権に服する年齢等の範囲を画する基準となっているものの、民法以外の多数の法令において、各種行為の基準年齢とされており、また、我が国において成人式が20歳に達した年に執り行われているという現状に鑑みれば、法律の世界においても、一般国民の意識においても、大人と子どもの範囲を画する基準となっていると思われる。そこで、民法の成年年齢を引き下げるることは、大人と子どもの範囲を画する基準年齢を引き下げることになり、現在は20歳までは大人になれないとされているものを、18歳で大人の入り口に立つとすることによって、若年者の社会参加への取組を強化するきっかけとなり、自立が促されるというのである。

一方、この意見に対しては、民法の成年年齢は、契約年齢、親権に服する年齢等の範囲を画する基準にすぎず、民法の成年年齢を引き下げても、若年者の社会参加、自立が促されるとは限らない、このような間接的かつ計測困難な理由をもって民法の成年年齢を引き下げることは相当ではない、さらに、若年者の社会参加の問題は、専ら参政権の問題であり、選挙年齢を引き下げるこことによって対処すべき問題であるとの意見が出された。

この論点については、成年年齢を引き下げるこことによって、若年者の社会参加、自立が促されるのかどうかということについて、上記のとおり意見の対立があり、これまでのところ、大勢を占める意見は得られなかった。

そこで、この論点については、本中間報告書に対して各界から寄せられるであろう意見を踏まえて、更に議論を深化させることとしたい。

2 親権からの解放

次に、前記第2の3(1)のとおり、成年年齢の引下げは、親権に服する年齢の引下げをもたらし、18歳、19歳の者を、親の不当な親権の行使から解放すると

いう影響を生じさせることから、このような親権解放のために成年年齢を引き下げる意義があるという意見が出された。

これに対しては、児童虐待の対象となっているのは主に低年齢児であり、18歳、19歳の子が虐待の対象となっている事例は少ない上、児童虐待等の問題については、成年年齢の引下げではなく、別途対応策を検討すべきであると考えられる、親の不当な親権の行使に対しては、当該親の親権を喪失させることなどで対応すべきであるとの意見が多く出された。

したがって、この点については、成年年齢を引き下げることで対応すべき問題ではないとの意見が大勢を占めた。

3 国民投票年齢、選挙年齢との関係について

ところで、前記第1で述べたとおり、今回の民法の成年年齢引下げの検討のきっかけは、国民投票法において、憲法改正の国民投票年齢が18歳と定められたことに伴い、同法の附則において、民法の成年年齢の引下げの検討が求められしたことによるものである。そして、国会における同法の法案審議では、提出者の答弁等において、この附則が設けられた理由が説明されており、①公職選挙法（昭和25年法律第100号）の選挙年齢を戦後25歳から20歳に引き下げた理由として、民法の成年年齢が20歳であることが挙げられており、民法上の判断能力と参政権の判断能力とは一致すべきであること、②公職選挙法の選挙年齢と国民投票の投票年齢は同じ参政権であり一致すべきであること、③諸外国においても、成年年齢に合わせて18歳以上の国民に投票権・選挙権を与える例が非常に多いことなどが挙げられている。そこで、部会においては、民法の成年年齢の引下げの必要性との関連で、国民投票年齢及び選挙年齢と成年年齢との関係について議論を行った。

まず、民法の成年年齢と国民投票年齢及び選挙年齢が一致する必要があるのかについて議論を行った。この点、憲法は、「成年者による普通選挙を保障する。」

と規定しているところ（第15条第3項），この「成年」の意義については，民法の成年を指すのか，それとは別の公法上の「成年」を指すのか（なお，公法上の成年概念は，憲法又は法律で定められていない。），憲法の学説上も分かれている¹⁷。しかしながら，いずれの立場にたつとしても，憲法は成年者に対して選挙権を保障しているだけであって，未成年者に選挙権を与えることまでは禁じておらず，民法の成年年齢より下に選挙年齢を定めることは，憲法の学説上も異論はないようである¹⁸。そうすると，民法の成年年齢を引き下げる事なく，選挙年齢を引き下げる事は，理論的には可能であると考えられる。国民投票年齢については憲法上規定はされていないものの，国民投票年齢と選挙年齢については同じ参政権であることから一致する必要があると考えられるが，民法の成年年齢とは必ずしも一致する必要がないと考えられる。

また，選挙年齢と民法の成年年齢とを一致させる根拠として，戦後選挙年齢が20歳に引き下げられた際の改正理由に，民法の成年年齢が20歳であるためと

*17 憲法第15条第3項の「成年者」が，民法上の成年を意味するという学説には，宮沢俊義（『法律学全集4 憲法II [新版]』〔1971〕452頁），民法上の成年を意味しないという学説には，佐藤功（『ポケット注釈全書憲法（上）[新版]』〔1987〕260頁），浦部法穂（『全訂 憲法学教室』〔2000〕506頁）などがある。

*18 前掲・佐藤260頁，前掲・浦部506頁，樋口陽一ほか（注釈日本国憲法上巻〔1984〕344頁）など。一方，民法の成年年齢より高く選挙年齢を定めることは，憲法第15条第3項の「成年」を民法の成年と解する立場に立てば同項に反することとなるし，民法の成年と解する立場をとらないとしても，広く選挙権を保障するとした憲法の趣旨に反するとして違憲と解する立場が有力のようである（前掲・佐藤260頁）。

説明されていることがしばしば指摘される^{*19}。しかし、この民法の成年年齢が20歳であることは、選挙年齢を引き下げる理由の一つとされたにすぎず、被保佐人・被補助人に選挙権が付与されていること^{*20}に照らせば、民法上の行為能力が制限されている者に対する選挙権付与を禁止する趣旨までは含まないものと考えられる。

したがって、民法の成年年齢は、選挙年齢と必ずしも一致する必要がないという点については、部会の意見は一致した。

もっとも、理論的には必ずしも一致する必要がないとしても、大多数の国において成年年齢と選挙年齢が一致していることにも照らすと、社会的、経済的にフルメンバーシップを取得する年齢は一致していることが望ましいという意見も出された。他方で、各法律で適切な年齢を定めればよく、整合性を考慮する必要はないとの意見や、諸外国の中にも成年年齢を選挙年齢よりも高くしている国が相当数ある^{*21}ことからすると、選挙年齢の引下げのために民法の成年年齢を引き下げる必要性はなく、その引下げの必要性・相当性は別途考えるべきであるとの意

*19 堀切善次郎国務大臣（衆議院・衆議院議員選挙法中改正法律案外1件委員会（昭和20年1月4日））

「…教育文化の普及状況、一般民度の向上、殊に戦時中に於きましての社会経済的活動の実際に徴しまして、近時成年の知識能力著しく向上し、満二十年に達しました青年は、民法上の行為能力を十分に持つて居りますのみならず、国政参与の能力と責任観念とに於きましても、欠くる所がないものと存ぜられるのであります、…」

なお、衆議院本会議（昭和20年1月2日）及び貴族院本会議（同月12日）における幣原喜重郎総理大臣及び堀切大臣による提案理由説明では、民法上の行為能力を持っている者に選挙権を与えることに対するという説明は行われていない。

*20 行為能力が制限される成年者のうち、成年被後見人のみについて、選挙権を有しないものとされている（公職選挙法第11条1項1号）。

*21 アメリカ合衆国は選挙年齢を18歳としているが、私法上の成年年齢（以下、単に「成年年齢」という。）は州によって異なり、19歳、21歳としている州もある。また、カナダも選挙年齢は18歳としているが、成年年齢は州によって異なり、19歳としている州も半数程度ある。韓国は選挙年齢を19歳、成年年齢を20歳としている。

見もあった。

そこで、この論点についても、各界からの意見を踏まえて更に検討を続ける予定である。

4 諸外国の成年制度と一致させる必要性について

前記第2の1のとおり、我が国の成年年齢は20歳と定められているが、イギリス、フランス、ドイツ、ロシア、中国、アメリカの大部分の州など、諸外国の多くでは私法上の成年年齢を18歳と定めているので、我が国の成年年齢も諸外国の大勢にあわせて18歳にすべきかどうか議論を行った。

この点については、我が国の若年者が諸外国の若年者と比べて成熟が遅れているということではなく、我が国の成年年齢も、グローバルスタンダードである18歳に引き下げるべきであるという意見が出された。

他方で、諸外国と我が国とでは、文化や法制度が異なり、また、若年者が抱えている問題の状況も異なることから、必ずしも諸外国の大勢に合わせる必要はない、先進国の中にも18歳成年制を採用していない国（州）もあるなどとして、上記意見に反対する意見も出された^{*22*23}。

そこで、この論点についても、各界から寄せられるであろう意見を踏まえて、更に議論を深めることにしたい。

5 成年年齢の引下げの当否に関するその他の意見

その他、部会において出された、民法の成年年齢の引下げの当否に関する意見

*22 注18を参照。

*23 なお、世論調査では、契約年齢を18歳に引き下げるについて賛成と回答した者に対し、賛成の理由について質問が行われているが、「諸外国の多くでは、18歳から契約を一人でできることができるから」という選択肢を回答した者は、回答者の9.3%であり、明示した選択肢の中では一番低かった。

について紹介する。

(1) 世論調査の結果について

民法の成年年齢の引下げは、前記のとおり、契約年齢、親権に服する年齢の引下げにつながることから、国民生活に重要な影響を与えるため、国民の幅広い意見を聴取して検討をする必要があると思われる。そして、国民投票法の国会審議においても、民法の成年年齢については、十分に国民の意見を反映させて検討を進める旨の附帯決議²⁴がされており、また、同法案の提出者から、成年年齢の引下げの検討に際しては、世論調査をする必要がある旨の答弁²⁵がされている。

そこで、本年7月、内閣府により民法の成年年齢に関する世論調査が実施され、本年9月、その結果が公表されたところ、契約年齢を18歳に引き下げることについては反対が約79%，賛成が約19%，親権に服する年齢を18歳に引き下げるについては反対が約69%，賛成が約27%という結果であった。

そこで、部会では、この世論調査の結果をどの程度重視すべきかについても議論を行った。

すなわち、民法の成年年齢の引下げは、国民生活に重要な影響を与えるものであり、また、民法の成年年齢は、法律上も、国民の意識上も、大人と子ども

*24 国民投票法の附帯決議（抄）（参議院日本国憲法に関する調査特別委員会・平成19年5月1日）

「成年年齢に関する公職選挙法、民法等の関連法令については、十分に国民の意見を反映させて検討を加えるとともに、本法施行までに必要な法制上の措置を完了するよう努めること。」

*25 船田元衆議院議員（参議院日本国憲法に関する調査特別委員会・平成19年4月19日）

「今お話しいただきましたような十八というのが本当にいいのかどうかということについての世論調査というんでしょうか、あるいは若者の意識調査ということも含めての議論、これも当然その三年間の間にあるべきものだろうというふうに理解しております。」

を区分する年齢であり、我が国の文化に根付いているものであるので、国民の大多数が成年年齢の引下げに反対しているという世論調査の結果を重視する必要があるという意見が出された。

他方で、戦後の家族法の改正について仮に世論調査を行ったとすればおそらく反対が多かったはずであり、民法の成年年齢を引き下げるこことによって、若年者の社会参加、自立を促すという目的が正しければ、必ずしも国民の意見の大勢に従う必要はないのではないかとの意見も出された。

(2) 少年法など他の法律への影響について

その他、部会では、民法の成年年齢を引き下げるこことによって、少年法など他の法律に与える影響も考慮すべきであるという意見も示された。

すなわち、部会における今回の検討は、あくまで民法の成年年齢についてであり、その他の法律に与える影響は考慮しないということで進めているが、民法の成年年齢を引き下げること、少年法など多くの法律に事実上影響を与えることは否定できず、これらの法律に与える影響も考慮せざるを得ないという意見が出された。

第4 成年年齢の引下げをする場合に必要となる施策の実行について

1 成年年齢の引下げをする場合に必要となる施策の実現可能性について

前記第3で検討したとおり、成年年齢の引下げの当否については、賛否両論であり、部会として一致した意見は得られなかった。しかし、仮に成年年齢を引き下げるこことする場合には、前記第2で検討したとおり、いくつかの問題ないしデメリットがあり、これらを解消するためには、①成年年齢を引き下げても消費者被害が拡大しないような施策及び②若年者の自立を援助するための施策の充実が必要であると考えられる。

そこで、これらの施策の実現可能性についても議論を行ったところ、受験のた

めの教育が中心となっている現在の高校教育の現状にかんがみると、消費者関係の教育やキャリア教育、シティズンシップ教育などの教育は、十分な授業時間を持つことができないのではないかなどとして、上記各施策の実行は現実性がないという意見も出された。

しかし、消費者被害が多発している現状や、若年者の社会的、経済的自立が遅れている現状に鑑みると、消費者被害が拡大しないような施策の充実や、若年者の自立を援助するための施策の充実については、成年年齢の引下げの如何を問わず実施する必要があるものと考えられ、将来の我が国を活力のあるものとするためにも、将来の我が国を支える若年者が、一人前の消費者として、また、一人前の市民として、自信をもって社会で活躍をすることができるよう育っていく必要があるといえる。

そこで、上記各施策を実際に実行することには困難が伴うこともあり得るが、現在の学習指導要領を大幅に改訂し、消費者関係教育や大人になるための教育を重視した教育を行ったり、若年者を保護する制度を創設するなど若年者を巡る政策の転換を図っていく必要があるものと考えられる。

法務大臣の諮問機関である法制審議会は、教育行政、消費者行政、青少年行政等について何ら権限を有するものではないが、部会としては、若年者の将来、我が国の将来を見据えて、これらの施策の実現に向けて、政府全体で取り組むことを強く要望したい。

2 施策の充実と成年年齢の引下げの先後について

また、仮に成年年齢の引下げをする場合には、前記各施策の充実を図る必要があるものと考えられるが、部会では、前記各施策の充実と成年年齢の引下げの先後関係についても議論を行った。

この点、成年年齢の引下げの民法改正を先に行い、その施行までに一定の猶予期間を置き、その間に前記各施策を実行に移すべきとの意見（施行までの期間に

については、①2、3年とすべき、②5年程度とすべき、③10年程度とすべきとの意見が出された。) (I案) が出された一方、前記各施策は、いずれも法務省単独では実行することができず、所管省庁に委ねざるを得ないものであることから、実際に行われるかどうかが分からず、前記各施策の充実が図られたこと、又はそれが確実になったことが確認することができるまでは、成年年齢を引き下げるべきではないという意見 (II案) も出された。

なお、II案の意見の中には、成年年齢の引下げのためには、世間の意識改革も必要であり、世論が成年年齢の引下げについてより積極的になるまでは成年年齢を引き下げるべきではないとの意見や、成年年齢の引下げが他の法律における年齢条項に与える事実上の影響についても考慮する必要があるとの意見もあった。

この点については、部会の意見は分かれ、今後、本中間報告書に対して各界から寄せられるであろう意見を踏まえて、更に議論を進めることとしたい。

3 施策の実現の程度について

また、前記2の論点に関して、どの程度の施策が講じられれば、前記各施策の充実が図られたといえるのかについても議論を行った。

前記各施策は、法律に理念としてうたわれるだけでは不十分であり、実効的に行われる必要があるものと考えられるところ、教育内容の充実については、学習指導要領において小中高校教育の授業科目や授業時間の中に組み込まれ、若年者の一人一人が、本当に望む契約をするにはどうしたらよいのかなど自立した判断ができるよう、また、自立した社会の構成員となれるよう、法教育、消費者教育、大人になるための教育などを相互に関連付けた形で実施する必要があるとの意見が出された。

また、消費者保護施策の充実については、前記第2の4(1)アの③から⑤まで(若年者の相談窓口の設置、広報活動、特定商取引に関する法律における措置)については、成年年齢の引下げの施行までに措置されが必要かつ可能であると

考えられ、また、同②の制度の創設に関しては、消費者の軽率さや、経験不足に乗じて取引を行った場合には契約を取り消すことができるという規定を設けるべきであるとの意見も出された。なお、同①の制度については、その導入にあたり慎重な検討を要するのではないかとの指摘もあった。

さらに、若年者の自立を援助するための施策については、青少年育成に係る政府の基本理念及び中長期的な施策の方向性を規定した「青少年育成施策大綱」などに盛り込まれ、政府全体の施策として積極的に実行される必要があるとの意見が出された。

この点についても、本中間報告書に対する意見を踏まえて、更に議論を深化させることとしたい。

第5 民法の成年年齢を引き下げる場合の年齢等について

仮に成年年齢を引き下げる場合、成年年齢を何歳とすべきか、すなわち、18歳とすべきか（A案）、18歳に達した直後の3月の一定の日（例えば3月31日など）に一斉に成年とすべきか（B案）、それとも19歳とすべきか（C案）について議論を行った。

A案（18歳説）の論拠としては、①今回の成年年齢引下げの検討のきっかけとなった国民投票法は、投票権者の範囲を18歳以上としており、仮に成年年齢を引き下げるのであれば、国民投票法と合わせるべきであること²⁶、②大人になるための教育など社会で生きていくうえで基本となる全人格的な教育は、大学で

*26 国民投票法の法案審議の際にも、国民投票の投票権者の範囲を18歳と定めるのが相当か否かということについて議論が行われた。高校というのは義務教育ではなく、20歳の高校生というのも現実に存在すること、普通自動車の運転免許については18歳からとなっており、高校3年生で運転免許を取得できる人と取得できない人が混在していることなどから、国民投票の投票権者の範囲は、諸外国の例にあわせて、満18歳以上の者とされた（葉梨康弘衆議院議員の答弁参照（衆議院・日本国憲法に関する調査特別委員会・平成19年4月26日））。

行うことは困難であり、小中高校でしか行うことができないものと考えられるが、高校在学中に成年を迎えることとすれば、「大人」の意義を実感をもって教えられることなどが挙げられた。他方で、A案（18歳説）に対しては、①高校3年生で、成年者と未成年者が混在することになり、高校の教師が親を介した生徒指導をすることが困難になるおそれがある、②高校3年時は受験、進学、就職など様々な課題を抱えており、そのような時期に成年を迎えることになると、成年の意義が正しく理解できないおそれがあるなどの反対意見が出された。

B案（一斉成年説）は、A案に対する上記反対意見を前提とするものであり、大多数の者が高校に通っており、高校を卒業する段階で、親の家を離れたり、また、実際に就職をする者も多いという現状に鑑みると、高校卒業時点で一斉に成年にすべきであるとする見解²⁷である。他方で、B案に対しては、①高校は義務教育ではなく、20歳の高校生もいることからすると、高校卒業を基準とすることは相当ではない、②中学卒業後に親から独立して働いている者も少なからずおり、このような者にこそ、行為能力を付与すべきであると考えられるのに、B案を採用すると、高校を卒業していないために行為能力が制限されているという意味で、このような者たちにステイグマ感を与えかねない、③国民投票の投票権は、18歳で与えられるのに、なぜ民法上の成年は、高校卒業まで待つ必要があるのか積極的な理由が見出しがたい、さらには④高校在学中は親を通じて生徒指導を行うことを、入学時に約束させることにより、高校3年生で成年者と未成年者が混在して高校教育の現場が混乱することを避けることができるのではないかなど

*27 諸外国の立法例で、私法上の行為能力を一定の時期に一斉に与えるというものは見当たらなかった。なお、オーストリアにおいては、国民投票の投票権者の範囲を投票が実施される年に満18歳であることと定めており、一定の時期を基準時として権利を付与する制度を採用している（例えば2008年10月に投票が実施されれば、2008年12月31日までに18歳になる者が投票権者となる。平成18年2月・衆議院欧州各国国民投票制度調査議員団報告書40-41頁）。

の反対意見が出された。

C案（19歳説）は、成年年齢を19歳とすれば、高校教育の現場に混乱をもたらすことにはならず、また、一定の年齢を基準とするので、高校を卒業していないことにステイグマ感を与えることにはならない、諸外国においてもいくつかの国では、19歳を私法上の成年年齢と定めていることなどを論拠とする。他方で、C案に対しては、B案に対する批判の①、③及び④が当てはまるとともに、我が国において19歳を年齢条項としている立法例はほとんどない^{*28}という反対意見が出された。

部会においては、A案を支持する意見がやや多かったが、B案及びC案を支持する意見も出され、いずれの見解も大勢を占めるには至っていない^{*29}。

したがって、この点についても、各界の意見を踏まえて更に議論を進めることとした。

第6 養子をとることができる年齢（以下「養親年齢」という。）について

現在の民法においては、養親年齢は成年と定められており（民法第792条）、契約年齢、親権に服する年齢と一致している。

しかしながら、契約年齢と親権に服する年齢については、若年者自らが親の保護を離れて契約をしたり、その他の行動を行うのに適した年齢を定めているのに対し、養親年齢は、他人の子を法律上自己の子とし、これを育てるのに適した年齢を定めており、必ずしも一致させる必要がないといえる。諸外国の立法例をみ

*28 スポーツ振興投票券（いわゆるサッカーくじ）の購入等については、高校生にサッカーくじを購入させるのは相当ではないとして、19歳未満の者の購入を禁じているが（スポーツ振興投票の実施等に関する法律第9条）、我が国において19歳を年齢条項として採用した立法例は極めて少ない。

*29 なお、第5から第7までの論点については、成年年齢引下げの是非の結論が決まっていないとして、意見を留保する委員もいた。

ても、成年年齢（契約を一人でできる年齢）より上に養親年齢を設定している国も多くみられる^{*30}。

そこで、部会では、仮に成年年齢を引き下げる場合、養親年齢についても引き下げるべきか（甲案）、現状のままですべきか（乙案）、それとも現状より引き上げるべきか（丙案）について議論を行ったところ、養子をとるということは、他人の子を法律上自己の子として育てるという相当な責任を伴うことであり、成年年齢を引き下げたとしても、養親年齢は引き下げるべきではなく、現状維持（20歳）とすべきということで意見が一致した^{*31}。

第7 婚姻適齢について

現在の民法においては、婚姻適齢は男子は18歳、女子は16歳とされており、未成年者は父母の同意を得て婚姻をするとできるとされている（民法第731条、第737条）。

仮に成年年齢を18歳に引き下げた場合、男子は成年にならなければ婚姻することができないのに対し、女子は未成年（16歳、17歳）でも親の同意を得れば婚姻をすることになる。

そこで、部会では、仮に成年年齢を18歳に引き下げた場合、婚姻適齢をどうすべきか、現状のまま（男子18歳、女子16歳）とするか（X案）、男女とも18歳にそろえるか（Y案）、男女とも16歳にそろえるか（Z案）議論を行った。

この点、婚姻適齢については、以前、法制審議会において検討が行われ、男女

*30 イギリスでは成年年齢を18歳、養親年齢を21歳と、ドイツ、スペインでは成年年齢を18歳、養親年齢を25歳、フランスでは成年年齢を18歳、養親年齢を28歳と設定している。

*31 なお、養親年齢については、養子制度全体を見直す機会があれば、その際に改めて検討すべきであるとの意見も出された。

とも婚姻適齢を18歳とすべきであるという答申が出されていること³²からすると、基本的には男女とも18歳にそろえるべきであるとの意見が出され、この点については特段異論はなかった。

もっとも、男女とも、18歳を原則としつつ、16歳、17歳の場合であっても、妊娠した場合など特別の事情がある場合には、家庭裁判所の許可を得れば婚姻をすることができるようにすべきであるとの意見も出された。

第8 その他

その他、部会においては、現時点で民法の成年年齢の引下げが難しい場合には、18歳に達した者は、親の許可を得るなど一定の手続を踏んだ上、契約を一人ですることができる制度³³を導入すべきではないかとの意見が出された。すなわち、前記第2の2(1)のとおり、高校卒業後に就職し、親元から離れて生活している18歳、19歳が少なからず存在しているという現状に鑑みると、これらの者は既に親から独立して生計を立てているといえ、このような者については、親の許可を得るなど一定の手続を踏んだ上で、個別的に行為能力を付与してもよいのではないかとの意見が出された。

この意見に対しては、①このような制度を認めると、貧困世帯などで親が養育を放棄する手段として使われ、一方、裕福な世帯では親から保護を受け続け、若年者の格差が広がることにならないか心配であるとの意見や、②現行民法の解釈

*32 平成8年2月26日法制審議会総会決定（民法の一部を改正する法律案要綱）

*33 旧民法（明治23年法律第28号、第98号）には、自治産という制度が存在した。自治産とは、15歳に達した未成年者については、親の許可を得れば被保佐人並の行為能力を取得するという制度であった。

なお、現行民法の制定の際には、このような制度は複雑に過ぎるなどとして、引き継がれなかった。

としても³⁴、18歳、19歳の者が、親から離れて生活し、自ら働いて得た金銭については、処分を許された財産として、親の明示的な同意がなくても自由に使えるとも考えられ、このような制度を設ける必要性は乏しいのではないかとの消極的な意見も出された。

このような制度を採用すべきかどうかの検討に当たっては、このような制度を必要とする具体的な立法事実があるのか、また、当該制度の適用を認めるための具体的要件、手続、取引の安全の確保にどのように配慮するか³⁵等の諸点について検討を要するところ、これらの点については、本中間報告書に対して寄せられるであろう意見を踏まえ、更に検討することとしたい。

*34 5頁、注4参照

*35 部会においては、このような制度の適用を受けた者については、戸籍にその旨の記載をし、公示をするという案が示された。

[参考資料1] ヒアリングの結果について

1 ヒアリングの概要

部会では、以下のとおり、本年4月から本年9月までの間、6回にわたり、教育関係者、消費者関係者、労働関係者、若年者の研究をしている社会学者・発達心理学者・精神科医師、親権問題の関係者等から、民法の成年年齢を引き下げた場合の問題点の有無及びその内容、引下げの是非等に関する意見を聴取した。

ヒアリングの結果、成年年齢の引下げの是非に関する意見は、賛否両論に分かれたが（後記3、4を参照）、現在の若年者は様々な問題を抱えており（後記2を参照）、成年年齢を引き下げるためには、一定の環境・条件整備をする必要がある（後記5を参照）との点では、ほぼ認識を共通にしていた。

（ヒアリングの内容）

（1） 第2回部会（本年4月15日） 教育編

商業高校及び普通高校の学校長、教育学者

（2） 第3回部会（本年5月13日） 消費者編

国民生活センターの理事、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会及び子どもの権利委員会に所属する弁護士

（3） 第4回部会（本年6月3日） 雇用・労働編

労働政策の研究者、企業の法務担当者、労働組合の執行委員

（4） 第5回部会（本年7月1日） その他1

発達心理学者、社会学者、精神科医師

（5） 第6回部会（本年7月22日） その他2

発達心理学者、教育実務家、認知神経科学者

（6） 第7回部会（本年9月9日） 親権編

児童養護施設の長、日本弁護士連合会家事法制委員会に所属する弁護士、民法学者

2 若年者が抱える問題点について

ヒアリングでは、現在の若年者は、以下のような問題点を抱えているという指摘があった。

(全体的な特徴)

- ・ 自主自律的に行動することができず、指示待ちの姿勢をとる若年者が多い。
- ・ 服装の乱れ、公共交通機関における乗車マナーの悪化、万引き等の増加などに表れているように、規範意識が低下している。
- ・ 感情を抑制する力や、根気強さが不足している。
- ・ 身体的には、早熟傾向があるにもかかわらず、精神的・社会的自立が遅れる傾向にある。これは、幼少期からの様々な直接体験の機会や異年齢者との交流の場が乏しくなったこと、豊かで成熟した社会のもとで人々の価値観や生き方が多様化したことが理由であると考えられる。
- ・ ゲームや携帯電話の影響により、人間関係をうまく築くことができない若者や、バブル崩壊の影響で、自分の人生に夢を見ることができないなど将来に希望を持つことができない若年者が増加している。
- ・ いわゆるモラトリアム傾向が強くなり、進学も就職もしようとしない若年者や、進路意識や目的意識が希薄なままとりあえず進学をするなどの若年者が増加している。
- ・ ニート、フリーター、ひきこもり、不登校など、若者の非社会化（社会や他人に無関心な状態）が進みつつある。
- ・ リストカットや自傷行為など心の病を持つ若年者が増加している。

(消費者関係の問題)

- ・ 若年者に関する消費者関係事件の相談としては、パソコン及び携帯電話の購入に関するもの並びにキャッチセールスに関するものなどが多く、「無料」、「格安」、「儲かる」などの言葉を安易に信じ、騙されやすい。
- ・ アルバイトをするなどして稼いだお金を、本来は貯蓄をするなど計画的に管

理をしなければならないのに、外食や遊興費などに費やしてしまうなど、財産管理能力が低い。

(労働関係の問題)

- 従前は高校などを通じて若年者にも適切な職業紹介が行われ、正社員として就職しキャリア形成が行われてきたが、近年、若年者がパートやアルバイトなど非正規雇用に就く機会が増加している。非正社員と正社員の待遇格差は、年齢上昇とともに拡大し、10代で非正社員になることはキャリア形成上大きなリスクがある。また、非正規雇用は、学校斡旋の仕組みとは異なり、応募内容と実際の労働内容が異なっていたり、劣悪な労働条件が隠されていたりする危険性が高い。

(親権関係の問題)

- 高度経済成長の結果、核家族化が進行し、子育ての負担が父母のみにかかるようになったことなどから、両親から虐待を受ける子が増加している（なお、虐待を受けた子を保護する児童養護施設等は、大人数を収容する施設が多く、また、ほぼ満床状態であり、個別的な援助を十分にすることはできない。）。
- 親から虐待を受けた結果、自分を大切な存在であると思えなくなり、自傷他害などの問題行動や、他者とのコミュニケーションに問題を抱え、社会的自立が困難な若年者が増加している。

3 引下げに賛成の意見の概要

- 高校3年生で成人を迎えることによって、高校教育の場で、成人の意味や大人になるための教育を、現実味をもって指導することが可能になる。
- 高学歴化が進む中、大人への移行期が長期化しているが、だからこそ成年年齢を引き下げ、若年者が早期に社会の一人前の構成員になるという意識付けを行うべきである。
- 従前の我が国の若者政策は雇用対策が中心で、若年者の自立を促すためには

どうしたらよいのかという視点が希薄であり、若年者が経済的、社会的、職業的に自立を果たせるよう若者に関する施策を充実させる必要がある。成年年齢の引下げを、日本の若者政策の転換の契機とすべきである。

- ・ 両親が離婚した場合、その子の親権の帰属をめぐって争いがしばしば生じるが、このような争いから18歳、19歳の子が解放されることになる。
- ・ 親からの虐待を受けている18歳、19歳の子が親権から解放され、自由に居所等を定めることができる（なお、児童虐待の対象は低年齢児であり、成年年齢の引下げによって得られる効果は小さいとの指摘もあった。）。

4 引下げに反対の意見の概要

- ・ 現在の消費者トラブルの状況（国民生活センター等に寄せられる相談件数は20歳になると急増する。また、20歳になった誕生日の翌日を狙う悪質な業者も存在する。）からすると、民法第5条（未成年者取消権）が、悪質な業者に対する抑止力になっていると考えられるが、成年年齢を18歳に引き下げるに、消費者トラブルが若年化するおそれがある。
- ・ 若年者の消費者被害の特徴として、被害が学校などで連鎖して広がるという特徴が挙げられるが、成年年齢を18歳に引き下げるに、マルチ商法などが高校内で広まる危険性がある。
- ・ 消費者被害が生じないような環境ができれば、成年年齢の引下げも可能ではあるが、悪質な業者は、法の規制の間隙を狙うはずであり、そのような環境整備が実際にできるか疑問である。
- ・ 成年年齢を引き下げるに、高校生でも契約をすることができるようになり、借金をしたり、借金を返すために劣悪な労働に従事する若者が出てくるおそれがある。
- ・ 現在でも親の保護を受けられていない層の若者が、益々保護を受けられず、困窮するおそれがある。

- ・ 精神医学の世界では、若者が成熟する年齢は、30歳であるとか、35歳から40歳くらいであるという意見があり、法律上の成年年齢を引き下げるとき、法律上の成年年齢と実際上の成熟年齢が現在よりも乖離することになり、若者のシニシズム（成年年齢に達したとしても、どうせ子どもだし、自立できないという意識）が進む可能性がある。
- ・ 精神医学的には、成熟度を「コミュニケーション能力（会話能力のみならず、相手の感情を読みとったり、それに応じて行動できる能力）」と「欲求不満耐性（欲求や欲望の実現を待てる能力）」により測ることができ、両者がバランスよく取れていることが大切であるが、日本の若者は、引きこもりなど非社会化の傾向が進んでいることを考えると、「欲求不満耐性」は強いが、「コミュニケーション能力」を欠く若者が多いと思われる。このような若者に対しては、成年年齢の引下げをして、自己責任を強調することは、若者たちを追い込むことになり、突発的に凶悪犯罪を敢行するなどの暴発を起こす危険性がある。
- ・ 近年の研究によると、脳に機能的な障害があり、数に対するセンスが欠けている算数障害（明らかに経済的に破綻すると分かっていながら、闇金融から借金を繰り返すなど欲望をコントロールできない）や注意欠陥障害（ある物事に注意が集中してしまうと、他の物事に気づかない）など発達障害を抱えている者が6%から10%ほど存在することが分かったが、発達障害者に対する理解や社会の対策が不十分なままで成年年齢の引下げをすると、発達障害者の生きづらさが激化し、キレたり、凶悪犯罪を敢行したりする若者が増える危険性がある。
- ・ 成年年齢の引下げに必要となる教育の充実は、授業時間数の制約から困難であり、若者の自立を促すための政策も後回しなる可能性が強い。
- ・ 離婚後の養育費の支払期間は20歳までとするのが一般的であるところ、成年年齢の引下げに伴い、養育費の支払期間も18歳までに短縮されるおそれがあり、その結果、子の大学進学機会が狭められたり、経済的に困窮する家庭の

もとで子が虐待を受けることが増加するおそれがある。

5 必要となる条件整備についての提言

- ・ 経済活動の基本である民法や商法の基本や、電子契約のシステム、ルールなどに関する教育の充実
- ・ 若年者が消費者トラブルに巻き込まれないように、お金や契約の問題に関する教育の充実
- ・ インターンシップ等の労働実践教育や、仕事の探し方、さらには労働の意義（働くことの尊さ、喜び等）などに関する労働教育、成人教育（いわゆるキャリア教育）の充実
- ・ 多様な価値観や文化で構成される現代社会において、個人が自己を守り、自己実現を図るとともに、よりよい社会の実現のために寄与することができるよう、社会の仕組みを学び、また、社会における自己の権利や義務などを学ぶことができる教育（いわゆるシティズンシップ教育）の導入、充実
- ・ 若者の「自立」に関する世間・親の意識改革（通常のレールに乗れなかったニート、ひきこもり等の人々に対して周囲が寛容になること等）
- ・ （虐待を受ける子や、虐待を受けた結果社会的自立が困難となった者を減らす必要があることから）児童福祉施設の人的、物的資源の充実、子育てを社会が支え合って行うという仕組みの充実

6 その他の意見

- ・ 高校生が18歳になるとともに順に成人になるというのでは、高校における指導・教育に支障をきたすおそれがあるので、高校卒業時から4月1日までの間の適切な日をもって、一斉に成人になるものとするか、あるいは、19歳を成人とすべきである。
- ・ 欧米諸国で成年年齢が引き下げられた主な理由として、日本には存在しない

徴兵制が影響していることや、成年年齢が引き下げられた1960年代、70年代は、児童虐待が深刻化する前であったことも考慮する必要がある。

- 選挙年齢を引き下げることは、若年者に選挙権を付与するだけであるが、民法の成年年齢の引下げは、18歳、19歳の若年者に契約を一人ですることができる権利等を付与する一方、親の同意を得ないでした契約が取り消せなくなるなど保護の切下げにもつながる。したがって、選挙年齢の引下げと民法の成年年齢の引下げは、切り離して議論すべきである。

[参考資料2] 高校生等との意見交換会の結果について

1 概要

平成20年5月から7月までの間、3回にわたり、部会のメンバーが、高校、大学に赴き、高校生、大学生（留学生を含む。）との間で、成年年齢の引下げについて意見交換を行った。

これは、成年年齢の引下げを検討するに当たり、成年年齢の引下げによって一番影響を受けることになる18歳、19歳前後の若者の率直な意見を聞きたいという意見が部会で出されたことから実施されたものである。この意見交換会は、ある特定の高校及び大学の生徒・学生と意見交換を実施したものであり、必ずしも若者全体の意見を集約したものではないが、その中でもなるべく幅広い意見を聴取できるよう、高校における意見交換会については、普通高校のみならず商業高校も対象に含め、また、大学における意見交換会については、特定の学部及び出身国に偏らないよう配慮しつつ、日本人学生及び外国人留学生との意見交換会を実施した。

なお、本意見交換会は、対象者が高校生や大学生であり、議事を記録すると自由な発言が阻害されるおそれが高いことや、意見交換会の目的が若者の意見を集めることにはなく逐語の議事録を残す必要がないことなどから、議事録の作成はしないこととし、その代わりに、意見交換会に出席した部会の委員、幹事から、部会において、その結果、感想等の報告を受けた。

それぞれの意見交換会における結果、感想等の概要は、以下のとおりである。

2 商業高校における意見交換会について

(日 時)

平成20年5月30日（金）午後3時30分～午後4時30分

(参加者)

部会の委員・幹事・関係官 10名

高校生 15名 (16歳から18歳の高校2年生, 高校3年生)

(高校生の意見の概要等)

部会の委員・幹事・関係官は3, 4名を, 高校生は5名を1組として, 3組に分かれて意見交換を実施した。意見交換会の結果, 感想等の報告の概要は, 以下のとおりである。

- ・ 成年年齢の引下げの議論は, 大半の高校生が知らなかった。
- ・ 成年年齢の引下げについては, まだ高校生なのに急に大人といわれても困る, 社会のことをもっと学んだ上でないと成人という自覚は生じないなどと,多くの高校生が反対であった。

もっとも, すぐに自分が大人になることについては, 不安があるが, 数年前(自分が高校に入る前後)から18歳で成人であると言われていれば, 心の準備はできると思う, 18歳で成人となっても対応できるし, 自覚も持てるので賛成であるという意見もあった。

- ・ どのような節目で大人になると感じるかについては, 大学を出て就職したとき, 給料を得て生活をまかなえるようになったとき, 他者の迷惑にならないよう仕事ができるようになったときなどの意見があった。
- ・ 大人になることについては, 大変そう, 夢が持てないなど否定的なイメージを持っているが, 身近な大人である親や学校の先生などについては好意的な印象を抱いている高校生多かった。これから入っていかなければならぬ「社会」に対して, 不安を抱いていたり, 夢が持てないのではないかと考えられる。
- ・ 契約については, 成年年齢が下がると高校3年生でも契約をすることができるようになるが, マルチ商法に巻き込まれたりするのではないかという不安があるという意見があった一方, 20歳でも騙される人は騙されるし, 18歳でも賢い人はいるのであって, 成年年齢の引下げにはあまり関係がない

のではないかという意見もあった。

- ・ アルバイトをしている高校生も多く、中には月に8万円も稼いでいる生徒もいたが、アルバイトをしていることは、必ずしも自立をしていることにはつながらないという意見があった。なお、アルバイトをして稼いだお金については、親の同意なく使っているのが現実であり、法律上も親の同意なく使えるようにしたらどうかという意見があった。
- ・ 高校を卒業したら一人暮らしをしたいという高校生はほとんどいなかつた。高校生の多くが、豊かな家庭の中で、居心地がよいと感じており、その関係の中から出て行くことに不安があるのではないかと思われる。
- ・ 選挙については、選挙権が与えられれば投票に行くと思うという意見が多くかった。民法の成年年齢の引下げについては、経済的な自立をしなければいけないということで高校生の多くは強い不安を抱いているようだが、選挙年齢の引下げについては、特段不利益を受ける話ではないので受け入れやすいのかもしれない。

3 普通高校における意見交換会について

(日 時)

平成20年6月2日(月)午後3時40分～午後4時40分

(参加者)

部会の委員・幹事・関係官 7名

高校生 17名(17歳から18歳の高校3年生)

(高校生の意見の概要等)

部会の委員・幹事・関係官は2, 3名を、高校生は5, 6名を1組として、3組に分かれて意見交換を実施した。意見交換会の結果、感想等の報告の概要是、以下のとおりである。

- ・ 成年年齢の引下げの議論については、大半の高校生が知らなかった。

- ・ 成年年齢の引下げについては、社会を知らないので18歳で急に大人だと言われても困る、同じ高校生に成年者と未成年者が混じるのはよくないのでないか、受験の最中に成人式を行うのは困るなど、多くの高校生が反対であった。また、日本は戦争をしない国で徴兵制もない所以であるから、そのあかしとして、成年年齢は20歳のままでよいのではないかとの意見もあった。
一方、悪い人に騙されないように勉強するなどの十分な準備期間があれば18歳でもよい、制度を変える場合には、分かりやすい制度にしてほしいという意見もあった。
- ・ 何歳ぐらいで大人になると思うかという質問に対しては、大学を卒業した時、親から自立して仕送りするようになった時などの意見があった。
- ・ 契約に関しては、携帯電話を購入するなど簡単なものであればよいが、土地取引など難しいものについては、18歳は無理ではないかとの意見が出された。また、現実問題として、小遣いの範囲内であれば親に相談せず洋服などを購入しているが、高額な商品を購入する場合は親と相談しないとできない、契約は親にしてもらっているので自分でする必要性を感じないとの意見が出された。
- ・ アルバイトをしている高校生も多く、稼いだお金は洋服の購入や飲食に使っている者が多かったが、なかには進学後の学資を貯めている者もいた。
- ・ 結婚については、法律上18歳で親の同意なく結婚できるようになったとしても、18歳では家庭を養っていけないし、そもそも親から祝福されないで結婚しても嬉しくない、むしろ婚姻適齢に男女差があることを是正すべきではないかとの意見があった。
- ・ 政治については、選挙年齢が18歳になったら必ず投票するという意見もあった一方で、よく分からぬので棄権すると思う、人気投票になってしまふ危険性がないかとの意見もあった。

4 大学における留学生との意見交換会について

(日 時)

平成20年7月3日(木) 午後3時～午後4時

(参加者)

部会の委員・幹事・関係官 10名

留学生 13名(20歳から25歳。出身国は、アメリカ、ブラジル、中国、カナダ、韓国、イタリア、フランス、ブルネイ、ウガンダ)

(留学生の意見の概要等)

部会の委員・幹事・関係官は3, 4名を、留学生は4, 5名を1組として、3組に分かれて意見交換を実施した。意見交換会の結果、感想等の報告の概要是、以下のとおりである。

- ・ 大人のイメージについては、何でも自分で決められる、自由である、大人に早くなりたかったと肯定的なイメージを抱いている留学生が多かったが、大人になると自分で働いて稼がなければならぬのでなりたいとは思わなかつたと否定的なイメージを抱いている留学生もいた。
- ・ 日本人学生のイメージとしては、同世代と比較して大人に見えるという意見もあったが、日本ではいい大学に入れば就職することが難しくないため、やりたいことがはっきりせず、自立心が足りない学生が多いという意見もあった。
- ・ 日本において成年年齢を引き下げるについては、大半の留学生が問題がないという意見であったが、成年になる前にいろいろチャレンジして失敗しても許される期間を保障するという意味で、引き下げるこには反対であるという意見もあった。
- ・ 選挙年齢については、18歳が妥当であると思うが、選挙年齢と成年年齢は必ずしも一致する必要はないのではないかという意見もあった。

5 大学における日本人大学生との意見交換会について

(日 時)

平成20年7月3日(木) 午後4時30分～午後5時30分

(参加者)

部会の委員・幹事・関係官 10名

日本人大学生 17名(18歳から21歳まで)

(大学生の意見の概要等)

部会の委員・幹事・関係官は3, 4名を、大学生は5, 6名を1組として、3組に分かれて意見交換を実施した。意見交換会の結果、感想等の報告の概要是、以下のとおりである。

- ・ 成年年齢の引下げの議論については、大半の学生が知っていた。
- ・ 成年年齢の引下げについては、どちらかといえば反対の学生が多く、高校を卒業しただけでは社会も知らないので成年といわれても無理である、高校では大学受験のための教育しか行われておらず高校教育だけでは判断能力を身に付けられないという意見があった。一方、引下げによって判断力や自立心が醸成される、18歳にしてもそれほど問題は起こらないのではないかとして、引下げに賛成する者もいた。

なお、賛成、反対いずれの立場の者も、成年年齢を引き下げるためには、契約に関する教育や責任感を醸成するための教育など教育を充実させる必要があるとの点では、共通していた。ただし、現状の高校教育は受験一辺倒であり、そのような教育を行う余裕があるのか疑問であるという意見もあった。

- ・ 大人になるということについては、自分の稼いだお金で自分で生活できることである、何でも自分で決定できることである、自分の行動について自分で責任をとることができることであるという意見があった。
- ・ 将来の就職については、明確な希望を持っている学生もいたが、やりがいがあってお金がもうかる仕事に就きたい、有名企業で収入が多いところに就

職したいなどと漠然とした回答をする学生も多かった。

- ・ 大半の学生がアルバイトをしていたが、アルバイト代は、趣味や遊興費に費消するという学生も多かった。
- ・ 選挙年齢については、成年年齢と一致させた方が明確で分かりやすいという意見があった一方、年齢条項をどうするかは事柄ごとに考えればよく、必ずしも一致させる必要はないのではないかという意見もあった。
- ・ 諸外国の流れは、成年年齢を18歳にするということかもしれないが、日本は文化も価値観も違うので、必ずしも従う必要はないのではないかという意見もあった。
- ・ 大学生との意見交換会には、18歳から21歳の学生が参加したが、成熟度にばらつきがあると感じられ、これは年齢による差というよりも、それまでの生活体験の内容や、異文化体験の有無などが影響しているのではないかと思われる。
- ・ 高校生との意見交換会では、大人に対して否定的なイメージをもっている生徒多かったが、大学生との意見交換会では、自分の意見で何事も決定できるので楽しみであるなどと肯定的な意見を述べた学生も多かった。